

令和 7 年 1 月 7 日  
国立大学法人山口大学

## 国立大学法人山口大学における会計監査人候補者の選定について（募集公告）

国立大学法人においては、国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 39 条の定めるところにより、会計監査人の監査を受けることが義務付けられております。

会計監査人の選任は、準用通則法第 40 条により文部科学大臣が行いますが、選任にあたっては各国立大学法人において会計監査人の候補者を選定し、文部科学大臣へ候補者名簿を提出することとされています。

つきましては、本学の会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士の方から下記のとおり提案書を募集いたします。

### 記

#### 1 提案書の記載事項

別紙「提案書の記載事項」に基づき内容を記載したものを提案してください。

#### 2 提出期限

令和 7 年 2 月 7 日（金） 17：00 必着（持参も可）

#### 3 提出部数

10 部

#### 4 提案書の提出先及び問い合わせ先

〒753-8511

山口市吉田 1677-1

山口大学内部監査室 財務監査係（担当：田村、尾上）

TEL（083）933-5194 E-mail：sh062@yamaguchi-u.ac.jp

#### 5 提案に当たっての留意事項

##### （1）会計監査人の資格

ア 準用通則法第 41 条に定める資格を有する者であること。

イ 会社法第 337 条第 3 項に該当しない者であること。

なお、公認会計士法施行令第 7 条第 1 項第 9 号及び第 15 条第 4 号の使用人には、非常勤講師も含まれると解されるので会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんのでその旨御留意願います。

ウ 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11、第34条の11の2及び公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。

## (2) 会計監査人の任期等

今回の候補者の選定は、令和7年度から令和9年度の複数年にわたる候補者の選定とします。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受ける必要があることから、単年度契約となります。このため、任期は各年度の財務諸表についての文部科学大臣の承認の時までとなります。

令和8年度については、候補者より令和7年度の監査業務の実績報告書並びに令和8年度の監査提案書及び見積書を提出していただき、令和9年度においても同様に本学においてその内容を確認し、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めます。

なお、選定された者が行政処分を受けた場合など特段の事由が発生したことにより適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

## (3) 会計監査人候補者の選定方法

提出された提案書について、本学の評価基準に基づき審査したうえで総合評価を行い、評価点の最も高い者を会計監査人候補者として選定いたします。

## (4) その他

必要に応じて、本学へ提出された提案書についてプレゼンテーションを行って頂く場合があります。その場合、日時と場所については後日連絡いたします。

## 提案書の記載事項

### 1. 資格について

下記(1)～(3)を証する書面

- (1) 準用通則法第41条に定める資格を有する者であること。
- (2) 会社法第337条第3項に該当しない者であること。
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11、第34条の11の2及び公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。

### 2. 監査法人の概要

- (1) 名称、代表者、所在地
- (2) 本学に対応する事務所の名称及び住所並びに代表者、担当者及び電話番号
- (3) 出資金（令和7年1月1日現在で直近の額）
- (4) 令和5年度営業収益
- (5) 令和5年度経営利益
- (6) 令和5年度当期利益
- (7) 人員（代表社員数、社員数、公認会計士数、会計士補数、その他職員数ごとに記載してください。）
- (8) 関与（監査）会社数（令和7年1月1日現在）
  - ・企業及びその他の法人上記については、内容が網羅されていれば、貴法人の案内（印刷物）の提出で構いません。

### 3. 会計監査の提案内容

- (1) 監査の基本方針
  - ・監査の基本方針を具体的、明瞭かつ簡潔に記載してください。
- (2) 監査の実施体制・支援体制
  - ・監査を実施する体制及び本学の要望等に対応できる支援体制を記載してください。
- (3) 監査の品質管理体制
  - ・日本公認会計士協会の定める品質管理に関する指針に則した品質管理体制について記載してください。
- (4) 監査手続き等の検証機能
  - ・実施した監査に対する監査手続の妥当性及び判断の合理性にかかる検証体制について記載してください。
- (5) 社員に対する教育・訓練
  - ・社員に対する職業倫理の遵守の徹底、監査業務にかかる教育・訓練の実施の状況について記載してください。

(6) 監査計画、監査内容（令和7年度から令和9年度まで年度毎に提示してください。）

- ・ 監査実施日数、期間及び監査実施方法について記載してください。
- ・ 具体的な監査業務の内容を記載してください。

なお、本学では事業費の過半を附属病院セグメントが占めていることから、附属病院の監査についても重視しています。その点を考慮して記載してください。

(7) 監事及び内部監査部門との連携

- ・ 本学の監査部門との連携について記載してください。

(8) 指導的機能

- ・ 会計上の諸課題への対応・指導的機能について具体的に記載してください。

#### 4. 監査の実施担当者の資格・経験

(1) 監査担当者数

- ・ 本学を担当する監査担当者数を記載してください。

(2) 監査担当者の資格

- ・ 本学を担当する監査担当者の監査に関する資格を記載してください。

(3) 監査担当者の経験

- ・ 本学を担当する監査担当者の国立大学法人における監査経験を記載してください。  
なお、病院部門の監査経験がある場合は、必ずその旨記載してください。

#### 5. 国立大学法人における業務実績

(1) 国立大学法人における会計監査実績（令和6年度）

(2) 国立大学法人の附属病院における会計監査実績（令和6年度）

#### 6. 国立大学法人以外の業務実績

(1) 国立大学法人以外の学校法人（公立大学法人含む）（附属病院を有する大学に限る）における会計監査実績（令和6年度）

#### 7. 監査報酬見積費用（令和7年度から令和9年度まで年度毎に提示してください。）

(1) 執務予定日数（延べ日数も記載してください。）

< 予備調査が必要な場合は、その内容も記載してください。 >

(2) 見積費用額（税込で記載してください。）

(3) 見積費用算定内訳

- ・ 監査日程・日数に対応した金額を記載してください。また、旅費・交通費等の必要経費については、必要の有無を記載してください。

(4) 見積費用の考え方

- ・ 監査日数等に大幅な変更が生じた場合の監査費用の考え方を記載してください。  
また、監査費用変更の積算方法・基準がある場合は、併せて記載してください。

## 8. 山口大学に対する監査の特筆すべき点等

- (1) 本学の会計監査人となった場合に、本学の監査にあたってのアピールポイント（他の監査法人と比較しての卓越性、運営上の有利性等）を具体的に記載してください。

## 9. ワークライフバランス等の推進に関する事項

以下の認定等を取得している場合は記載するとともに認定証（写）を提出してください。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価しますので、同様に提出してください。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

## 10. 監査法人の品質管理

### (1) 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

- ① 直近の品質管理レビュー報告書（通常レビュー）の受領日
- ② 上記①の品質管理レビューの結果
- ③ 品質管理レビュー結果に基づく改善勧告の有無
- ④ 上記③の改善勧告に対する改善措置の状況

上記については、改善状況の確認結果報告書を受領していない場合は、その旨を明示願います。

### (2) 公認会計士・監査審査会の検査

監査結果の内容を第三者に開示するには、同審査会の事前承認を得る必要があることを踏まえ、直近の受検状況を可能な範囲で記載願います。

## 11. 行政処分に関する事項

- (1) 過去3年間において金融庁又は日本公認会計士協会から受けた処分の有無（有の場合は指摘内容）

上記の過去3年間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。

## 12. その他

- (1) 本件の内容に関する問い合わせ先、担当者を記載してください。
- (2) 提出書類の記載事項で、本学に対して守秘を要望される事項については、提出書類にその旨記載してください。
- (3) 提案書に記載する事項は、確実に実行していただく必要があります。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など提案書に記載

した事項について、認定の取消などによって、記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに本学に届け出てください。

- (5) 貴法人等の概要を記載したパンフレットを1部添付してください。